

新潟市立新潟柳都中学校いじめ防止基本方針

文部科学省および新潟市の基本方針を受け、「いじめ防止対策基本法」を基に学校及び学校教員の責務（第8条）から、「いじめ」は絶対に許されない行為として、いじめ防止基本方針を策定する。本校に在籍する生徒の保護者・地域住民・関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止及び発見に取り組み、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処する。

1 いじめ未然防止に向けた基本方針

(1) いじめの定義

いじめとは、当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。（「いじめ防止対策基本法総則」より）

(2) 未然防止に向けた基本理念

いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる深刻な人権問題である。このことを強く認識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう、保護者・地域住民・関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。

(3) いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず、決していじめを行ってはならない。また、いじめを見逃してはならない。

(4) 学校及び教職員の責務

学校は、学校の内外を問わず、いじめが行われることがなく、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じる。また、教職員は、全力を挙げていじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等、いじめ防止に努める。

2 いじめ防止対策の基本となる事項

(1) 基本方針

- ①全教育活動を通じて「いじめは絶対にしない、許さない、見逃さない」学校づくりを推進し、生徒・教職員・保護者・地域住民一体となって全力でいじめ防止に努める。
- ②学級・学年・部活動等が望ましい集団となるように指導の充実を図り、生徒一人一人の自己有用感を高めるよう努める。
- ③生徒の豊かな心を育み、自他を尊重する精神を養うために、全教育活動を通じて道徳教育の充実を図る
- ④予防・対策・相談・連携の観点から対策を講じる。インターネットを通じて行われるいじめ。重大事態に対する対策については別に項目を設ける。

(2) いじめに対する基本的な対策

- ①一人一人の自律性と社会性を育成する開発的・予防的プログラムの実践を継続・強化する。
- ②多面的な生徒理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての生徒に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の四つの視点から自律性と社会性を育む。
- ③わかる・できる授業、一人一人が尊重され、良さが発揮できる教育活動によってすべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる学級・学年・学校の風土を醸成する。
- ④小学校との行動連携を積極的に推進するとともに、地域との絆を深め、お互いの人格

を尊重し共に支え合う思いやりの心を育む「心のバリアフリー」を進めることができる子供を地域ぐるみで育てる仕組みをつくる。

⑤教育相談の充実を図る

- ・学校適応感アセスメント調査（年間3回）と結果を活用した教育相談重点期間を設定する。
- ・スクールカウンセラー、市教育相談センター、学校支援課 SSW 等の専門機関を効果的に活用し、多面的な状況把握を行う。
- ・学校に相談できないために問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者にスクールカウンセラーや相談機関を積極的に紹介する。

学期	取組計画
前期	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解、教育相談研修 ・いじめや差別の防止、見逃しゼロ戦源と根絶運動の開始 ・学校適応感アセスメント調査（1回目）と結果を活用した教育相談重点期間 ・いじめ見逃しゼロスクール運動重点月間 ・地域合同防災訓練への参加 ・全校地域貢献活動 ・小、中、地域合同活動 ・学校適応感アセスメント調査と生活アンケート結果に基づく前期の活動評価と後期の計画修正 ・共に支え合う思いやりの心を育む「心のバリアフリー」を進める子供を育てる地域懇談会（1回目）の開催
後期	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解、教育相談研修 ・小、中、地域合同活動 ・学校適応感アセスメント調査（2回目）と結果を活用した教育相談重点期間 ・いじめ見逃しゼロスクール運動重点月間 ・学校と地域合同でいじめや差見逃しゼロ集会 ・学校適応感アセスメント（3回目）と生活アンケート結果に基づく後期の活動評価と次年度の計画立案 ・共に支え合う思いやりの心を育む「心のバリアフリー」を進める子供を育てる地域懇談会（2回目）の開催 ・いじめ見逃しゼロスクール運動発表会の開催

⑧いじめが予見・認知された場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、迅速かつ適切な初期対応を組織的に行い、早期解決を図る。対応の各段階においては、以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。

<事把握の段階>

- ・正確な事実調査を行い、全体像を把握する。
- ・生徒指導主事および管理職へすみやかに情報を伝達する。

<方針決定の段階>

- ・狙いを明確にし、複数の教員がチームとなって指導する体制をつくる。
- ・役割分担を決定する。
- ・全教職員の共通理解を図る。

<指導・支援の段階>

- ・被害生徒の心情理解に努める。
- ・原因の把握に努める。

- ・加害生徒が事態の問題点を理解し、十分に反省するよう的確に指導する。
- ・生徒の関係修復・融和に努める。

＜継続支援の段階＞

- ・再発防止のための具体的な対策を明確にする。
- ・事後の経過観察を丁寧に行う。
- ・関係生徒及び保護者へのサポートを継続する。

(3) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

①いじめ未然防止推進委員会

校長、教頭、生徒指導主事（兼いじめ防止加配教員）、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。月1回開催する。

②生徒指導部会

生徒指導主事（兼いじめ防止加配教員）、学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭で構成する。週1回開催する。

③中学校区いじめ防止連絡協議会

中学校区の学校・保護者・地域の代表・関連団体の代表等が連携して、地域の絆を深め、地域ぐるみで、互いの人格を尊重し、共に支え合う思いやりの心を育む「心のバリアフリー」を進める。情報の共有と具体的な行動連携を行う。

豊照地区・湊地区・栄小学校区・入舟小学校区コミュニティー協議会会長、青少年育成協議会会長、民生委員、主任児童委員、PTA 会長、小学校校長・生活指導担当、中学校校長・生徒指導主事で構成する。年2～3回開催する。

3 重大な事態発生時の対処

(1) 重大な事態への対処にあたっての方針

万一、重大な事態が発生した場合には、市教育委員会の指導のもと、いじめを受けた生徒の心身の安全・安定の確保を最優先に取り組む。また、いじめに関する事実を徹底的に調査・解明し、適切な対処にあたる。さらに、いじめを行った生徒に対してもその内面に十分寄り添いながらきめ細かな指導・支援を行う。

(2) 重大な事態の意味

重大な事態とは、生徒がいじめを受けたことにより、次の状況が認知される場合をいう。

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 応答の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(相当の期間とは、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握したうえで判断する。)

(3) 重大な事態が発生した場合の初期対応

- ①重大な事態に関する情報を迅速に収集・整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに市教育委員会に報告してその後の対応等について指導を受ける。
- ②いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認められる場合は、所轄警察署と連携して対応にあたる。
- ③生徒の生命、身体及び財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を要請する。

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、実態把握が困難であり、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念される・これを踏まえ、次の対策を行う。

(1) 学校で行う対策

- ①携帯電話・スマートフォン及びインターネットに接続できる通信機器の学校への持ち込みは禁止する。
- ②不特定多数の人と交流可能な SNS の利用・閲覧は禁止するという立場で指導する。
- ③機会をとらえて情報モラルの指導を強化する。特に、インターネットの危険性やトラブルについて周知する講演会を設定する。

(2) 家庭に対して行う対策

- ①入学説明会や保護者会などの機会を利用して、インターネットトラブルについて啓発する場を設定する。
- ②生徒指導だよりを通して、インターネットトラブルについて啓発するとともに、生徒の携帯電話・スマートフォン及びインターネットに接続できる通信機器の利用については保護者の責任及び監督の下で適切に行われるよう要請する。
- ③トラブルが発生した場合や過度な利用により学校生活に支障をきたしている場合は利用の中止を保護者に勧告する。

(3) 発生時の対応

- ①必要に応じて市教育委員会、所轄警察署、サーバー管理会社等関係機関と連携して速やかに現況の改善を図る。
- ②被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移について継続的に注視し、再発防止に万全を期す。